

「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領」 Q & A 新旧対照表

改正	現行
<p>Q 1～Q 9 (略)</p> <p>Q 10. 協議会事業が対象とする「中小企業者」とはどのような企業ですか。</p> <p>A. 協議会事業が対象とする「中小企業者」は、<u>産業競争力強化法第2条第17項</u>に定義される「中小企業者」のとおりです。</p> <p><u>産業競争力強化法</u> 第2条（定義） 17 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 一～八 (略)</p> <p>Q 11～Q 20 (略)</p> <p>Q 21. 協議会スキームにおいて『一時停止』の通知はなされないのですか。</p> <p>A. (中略) なお、<u>法人税法第25条第3項及び第33条第4項</u>（平成17年度税制改正によるいわゆる資産評価損益の計上）並びに同法第59条第2項第1号（同改正によるいわゆる期限切れ欠損金の優先利用）の適用を受ける再生計画を策定する場合には、本基本要領に定められた手順ではなく、中小企業庁が別に定めた「中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順（再生計画検討委員会が再生計画案の調査・報告を行う場合）」に定められた手順に</p>	<p>Q 1～Q 9 (略)</p> <p>Q 10. 協議会事業が対象とする「中小企業者」とはどのような企業ですか。</p> <p>A. 協議会事業が対象とする「中小企業者」は、<u>産業活力再生特別措置法第2条第17項</u>に定義される「中小企業者」のとおりです。</p> <p><u>産業活力再生特別措置法</u> 第2条（定義） 17 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 一～八 (略)</p> <p>Q 11～Q 20 (略)</p> <p>Q 21. 協議会スキームにおいて『一時停止』の通知はなされないのですか。</p> <p>A. (中略) なお、<u>法人税法第25条第3項及び第33条第3項</u>（平成17年度税制改正によるいわゆる資産評価損益の計上）並びに同法第59条第2項第1号（同改正によるいわゆる期限切れ欠損金の優先利用）の適用を受ける再生計画を策定する場合には、本基本要領に定められた手順ではなく、中小企業庁が別に定めた「中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順（再生計画検討委員会が再生計画案の調査・報告を行う場合）」に定められた手順に</p>

従う必要がありますが（Q7）、同策定手順では、『返済猶予の要請』とは異なり、「私的整理手続に関するガイドライン」と同様に『一時停止』の通知がなされることとされています（同策定手順4. 参照）。

Q22～Q28

（略）

Q29. 『株主責任の明確化』とは具体的にどのようなことですか。（本基本要領6.（5）⑥）

A.（略）

Q30～Q35

（略）

Q36. 平成24年5月の改訂により、財務面及び事業面の調査分析は行わないこととなるのですか。

A. 従来、協議会では、再生計画策定支援（第二次対応）において、個別支援チームの外部専門家による財務面及び事業面の調査分析を通じ、相談企業の財務及び事業の状況を把握していました。

平成24年5月の改訂では、出来る限り迅速かつ簡易な再生計画の策定支援を行う観点から、個別支援チームは、金融機関等が保有する相談企業の財務面及び事業面の情報や必要な調査等により、相談企業の財務及び事業の状況を把握することとなります（あらかじめ相談企業が財務面及び事業面の調査分析を実施したうえで、相談の申し込みを行う場合も考えられます）。

ただし、協議会が必要不可欠と認める場合は、外部専門家による財務面及び事業面の調査分析を実施することとなります。（本基本要領6.（4）①）

従う必要がありますが（Q7）、同策定手順では、『返済猶予の要請』とは異なり、「私的整理手続に関するガイドライン」と同様に『一時停止』の通知がなされることとされています（同策定手順4. 参照）。

Q22～Q28

（略）

Q29. 『株主責任の明確化』とは具体的にどのようなことですか。（本基本要領6.（5）⑤）

A.（略）

Q30～Q35

（略）

Q36. 今般の改訂により、財務面及び事業面の調査分析は行わないこととなるのですか。

A. 従来、協議会では、再生計画策定支援（第二次対応）において、個別支援チームの外部専門家による財務面及び事業面の調査分析を通じ、相談企業の財務及び事業の状況を把握していました。

今般の改訂では、出来る限り迅速かつ簡易な再生計画の策定支援を行う観点から、個別支援チームは、金融機関等が保有する相談企業の財務面及び事業面の情報や必要な調査等により、相談企業の財務及び事業の状況を把握することとなります（あらかじめ相談企業が財務面及び事業面の調査分析を実施したうえで、相談の申し込みを行う場合も考えられます）。

ただし、協議会が必要不可欠と認める場合は、外部専門家による財務面及び事業面の調査分析を実施することとなります。（本基本要領6.（4）①）

Q37
(略)

Q38. 平成24年5月の改訂により、協議会が策定支援した再生計画は、金融庁の監督指針や検査マニュアル上の取り扱いについて変更があるのでしょうか。

A. 協議会が策定支援した再生計画は、一定の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えないとされています。平成24年5月の改訂後も、その取扱いに変更はありません。なお、実抜計画等の取扱いについては以下を参考として下さい。

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」(平成25年11月)
(中略)

(注3) 中小企業再生支援協議会(産業復興相談センターを含む。)が策定支援した再生計画、産業復興相談センターが債権買取支援業務において策定支援した事業計画、事業再生ADR手続(特定認証紛争解決手続(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第2条第25項)をいう。)に従って決議された事業再生計画、株式会社地域経済活性化支援機構が買取決定等(株式会社地域経済活性化支援機構法第31条第1項)した事業者の事業再生計画(同法第25条第2項)及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第25条第1項)した事業者の事業再生計画(同法第19条第2項第1号)については、当該計画が(注1)及び(注2)の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。

(以下略)

Q39. 再生計画策定支援が完了した案件のモニタリングはどのように行われ

Q37
(略)

Q38. 今般の改訂により、協議会が策定支援した再生計画は、金融庁の監督指針や検査マニュアル上の取り扱いについて変更があるのでしょうか。

A. 協議会が策定支援した再生計画は、一定の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えないとされています。今般の改訂後も、その取扱いに変更はありません。なお、実抜計画等の取扱いについては以下を参考として下さい。

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」
(中略)

(注3) 中小企業再生支援協議会(産業復興相談センターを含む。)が策定支援した再生計画、産業復興相談センターが債権買取支援業務において策定支援した事業計画、事業再生ADR手続(特定認証紛争解決手続(産活法第2条第25項)をいう。)に従って決議された事業再生計画、株式会社企業再生支援機構が買取決定等(株式会社企業再生支援機構法第31条第1項)した事業者の事業再生計画(同法第25条第2項)及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第25条第1項)した事業者の事業再生計画(同法第19条第2項第1号)については、当該計画が(注1)及び(注2)の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。

(以下略)

Q39. 再生計画策定支援が完了した案件のモニタリングはどのように行われ

るのでしょうか。(本基本要領8)

A. 協議会では、再生計画が成立してから概ね3事業年度(計画成立年度を含む。)を目途として、決算期を考慮しつつ、モニタリングに必要な期間を定めますが、平成24年5月の改訂により出来る限り迅速かつ簡易な再生計画の策定支援を実施するに当たり、今後は、少なくとも半年毎のモニタリングを実施します。

計画の実施支援は、主要債権者の主体的な関与が必要となりますが、協議会では必要に応じ、外部専門家の協力を得るなどしてモニタリングをサポートします。

るのでしょうか。(本基本要領8)

A. 協議会では、再生計画が成立してから概ね3事業年度(計画成立年度を含む。)を目途として、決算期を考慮しつつ、モニタリングに必要な期間を定めますが、今般の改訂により出来る限り迅速かつ簡易な再生計画の策定支援を実施するに当たり、今後は、少なくとも半年毎のモニタリングを実施します。

計画の実施支援は、主要債権者の主体的な関与が必要となりますが、協議会では必要に応じ、外部専門家の協力を得るなどしてモニタリングをサポートします。